

第 34 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 5 年 7 月 3 日

第 34 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 5 年 7 月 3 日（月曜日） 14 時 30 分～16 時 10 時

○場 所 岩国市役所 6 階 全員協議会室

○次 第

1 開 会

2 議 事

（1）会長の選任について

（2）議事録署名委員の指名について

（3）諮問第 27 号 岩国都市計画道路の変更について

（4）報告第 17 号 岩国市立地適正化計画の改定について

3 閉 会

○出席者〔委員 14 人〕

委 員（1号委員）	塚 本 俊 明	安 本 政 人
	市 川 英 之	廣 田 登 志 子
（2号委員）	武田 伊佐雄	藤 本 泰 也
	桑 田 勝 弘	
（3号委員）	大 下 克 巳	布 田 昌 司
	山 田 直 也	（代理：大 下 孝 志）
（4号委員）	吉 野 俊 一	高 澤 亮
	河 本 富 枝	綿 谷 孝 司

○欠席者〔委員 3 人〕

委 員（1号委員）	榊 原 弘 之
（1号委員）	梅 川 仁 樹
（2号委員）	長 岡 辰 久

○傍 聴〔0 人〕

[14時30分 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。ただいまから第34回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は都市計画課の中本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の開会にあたり、福田市長よりご挨拶申し上げます。

○福田市長 みなさんこんにちは。本日は本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また本市における都市計画行政に対しまして、多大なる御支援及び御協力をいただいておりますことを併せて御礼申し上げます。さて、本市における人口減少や少子高齢化、また施設災害が頻繁に起きており、その規模も近年は激甚化してきているところであります。そういった中で、持続可能な活力ある都市づくりに向けた取り組みが必要不可欠でございます。

より良い都市環境を実現するため、本審議会では、これまでも藤生長野線や黒磯のいこいと学びの交流テラス地区計画、そして南岩国駅前地区におけます市街地再開発事業等のまちづくりの根幹をなす都市計画の決定や見直しについて、これまでご審議いただいております。

市としては、都市計画マスタープランで掲げておりますのが「豊かな自然と共生する 活力あふれるまち いわくに」これを将来像として掲げておりますので、これを実現するために、今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えております。これからもご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○事務局 福田市長ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、前回の都市計画審議会から各委員において、任期満了や在職期間に伴う改選等がございましたので、各委員のご紹介をさせていただきます。

第1号委員といたしまして、岩国市農業委員会会長 梅川仁樹委員。梅川委員は本日所用によりご欠席と連絡をいただいております。山口大学大学院創生科学 研究科・教授 榊原弘之委員。榊原委員は本日所用によりご欠席と連絡をいただいております。岩国市社会福祉協議会事務局長 市川英之委員、前広島工業大学工学部教授 塚本俊明委員、岩国市教育委員会委員 廣田登志子委員、岩国商工会議所会頭 安本政人委員。

第2号委員といたしまして、岩国市議会議員の、武田伊佐雄委員、同じく、藤本泰也委員、同じく、桑田勝弘委員、同じく、長岡 辰久委員、長岡委員は現在出席がありませんので、確認中です。

第3号委員といたしまして、国土交通省山口河川国道事務所所長 山田直也委員、本日は、公務のため、総括保全対策官の大下孝志様が代理で出席さ

れておられます。山口県岩国農林水産事務所所長 大下克巳委員、山口県岩国土木建築事務所所長布田昌司委員。

第4号委員といたしまして、吉野俊一委員、高澤亮委員、河本富枝委員、綿谷孝司委員の以上、17名の委員により、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。内坂都市開発部長、長谷都市計画課長、山田都市計画課 計画班長、それから私、都市計画課の中本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここで市長は次の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、委員17名のうち、現在代理出席者1名を含む14名の出席がありますので、「岩国市都市計画審議会条例第7条第2項」の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに、表紙が青色の帯の審議資料、表紙が緑色の帯の参考資料を送付させていただきました。そのほかに当日資料として、議事日程、委員名簿、配席表、日程第一 資料、日程第三 資料、日程第四 資料を配布させていただいております。

以上となりますが、不足資料等ございませんでしょうか。

○事務局 それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。日程第1、会長の選任について、それでは、これより議事に入らせていただきます。議事日程の第1「会長の選任について」ですが、この度の体制の更新にともない会長の選任を行います。岩国市都市計画審議会条例第6条第1項では、「審議会に会長を置く」と規定し、第2項で「会長は、第3条第2項第1号に掲げる委員」すなわち知識経験者のうちから委員の選挙によって定めることとされています。また、岩国市都市計画審議会条例施行規則第3条第1項では、選挙について、「委員の単記無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする」と規定されています。また、同規則第3条第2項では、その選挙について、「委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、被指名人を当選人と定めるべきかどうかを審議会の会議に諮り、委員の全員の同意があったときは、当該被指名人を当選人とする」と規定されています。委員の皆様には、条例、規則の規定を踏まえていただき、会長を選任していただきたいと存じます。

それでは、会長の選任方法につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。何かご意見はございますでしょうか。

○桑田委員 事務局一任。

○事務局 事務局に一任する案が出ましたが、ご異議はありませんでしょうか。

○審議会委員 異議なし

○事務局 事務局としましては、引き続き塚本委員を会長に推薦させていただきます。これについてご異議はありませんでしょうか。

○審議会委員 異議なし

○事務局 ご異議がないと認めますので、塚本委員を会長に選任することいたします。それでは、これからは、塚本会長に議事進行をお願いします。

それでは、会長よろしくをお願いします。

○塚本会長 それでは改めまして、塚本と申します。今日は声が出にくくて申し訳ございません。この度は、会長として仰せつかりました。肩書として、前 広島工業大学教授となっていますが、今年の3月で退いていますので、今は無職となっていますが、この業務に専念できると思います。引き続きよろしくをお願いいたします。それでは、着座させていただきます。

それでは、次の議事に入る前に、副会長の選任をさせていただきます。条例第6条第5項には、「会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が副会長となり、その職務を代理する」と規定されています。条例の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。本日欠席ではありますが、副会長には、引き続き榊原委員を指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、ご異議がございませんので、副会長に榊原委員を指名します。

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名の上、保存するものとする」と規定されているため、安本委員、桑田委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。本日は、県が定める都市計画に対し意見を求められた諮問1件、報告事項が1件ございます。

それではまず、日程第3「諮問第47号 岩国都市計画道路の変更について」審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

■諮問第27号

○事務局 それでは、諮問第27号「岩国都市計画道路の変更」、岩国停車場装束線の変更について、ご説明いたします。

説明の内容についてですが、最初に都市計画道路の見直しの経緯について説明を行い、次に、今回変更を行う岩国停車場装束線について説明を行いま

す。最後に今後の予定について説明させていただきます。

はじめに、都市計画道路について説明します。都市計画道路とは、都市の骨格を形成する道路であり、昭和 43 年(1968 年)に制定された都市計画法の第 4 条及び第 11 条に基づいて、ルートや幅員などを決定・公表するものです。都市計画道路は、将来の都市像を踏まえて計画されています。

都市計画道路は、都市の根幹的な施設として、都市全体のネットワークの将来の姿として定められているため、実際に道路を整備する際に事業が円滑に行えるよう、計画区域には一定の建築制限が課せられています。

建築制限により、鉄筋コンクリート造の建物、地下室のある建物、3 階建て以上の建物は原則建てることはできません。イラストで説明しますと、ピンクで着色してある範囲が都市計画道路であり、区域内には鉄筋コンクリート造等の建物が建築できないことになります。

次に岩国市の都市計画道路の現状ですが、ご覧の図の青色の線が都市計画道路として定められています。岩国市では全部で 43 路線の計画がありますが、整備率は約 51%となっており、長期にわたって整備に着手していない道路も多く存在しています。

都市計画道路の多くは昭和 30 年以降の高度経済成長期における人口増加とそれに対応する都市の拡大を前提とした計画となっており、近年の人口減少や経済活動の低迷など、社会情勢が大きく変化しています。そのため当時と今とでは、都市計画道路の必要性に変化が生じているため、計画の廃止を含めた見直しを行いました。尚、ここで言う廃止とは計画上のものであるため、実際に利用されている道路そのものが使えなくなるわけではありません。

都市計画道路の見直しの流れについてですが、岩国市では現況調査や交通量調査をもとに平成 26 年度から都市計画道路の見直しを行ってきました。さらに、外部有識者や関係団体等を交えた検討委員会の意見を踏まえ、また、道路整備プログラムにより道路整備の優先度の評価を行い、パブリックコメントを実施したのち、平成 29 年に最終見直し案を策定いたしました。

その最終見直し案がこちらになります。青色の線が存続案で、黄色の線が変更案、赤色の線が廃止案となります。これまで地区ごとに順次、廃止や変更など見直しをおこなっており、平成 30 年度には御庄地区、令和 2 年度には岩国・横山地区の見直しを行いました。令和 3 年度には、南岩国地区の見直しを行ったのち、黒の丸印で囲っております、東地区、尾津地区、藤生地区の見直しを行ってきたところです。

今回の見直しは赤丸で示しております、岩国停車場装束線の一部区間の線形の変更を行うとするものです。

続いて、今回変更する岩国停車場装束線の内容について説明させていただきます。

きます。

岩国停車場装束線の全体図がこちらとなります。本路線は岩国市麻里布町1丁目から装束町5丁目に至る幹線街路であり、昭和30年（1955年）に市全体における総合的な基礎調査の実施を契機として検討を行い、岩国停車場装束線として都市計画決定された延長約4,380mの路線です。

拡大しますと、起点は、岩国市麻里布町一丁目の岩国駅前交差点付近となります。終点は岩国市装束町五丁目の装束門交差点の付近となります。

こちらが変更区間の拡大図となります。現在の計画は、黄色で着色しております旧国道の線形となっております。

変更区間の都市計画決定時の図面と当時の航空写真になります。当時は現在の岩国港付近は埋め立てされておらず、当時の海岸線に沿って道路が計画されておりました。

年代ごとの比較写真がこちらになります。左側が、先程もご覧いただいた都市計画決定当初の写真となります。真ん中が、昭和49年に海面が一部埋め立てられた後の写真となります。その後、昭和52年（1977年）に海面の埋め立てが完了し、開発等も進んだことから現在は平成19年以降の写真となっております。尚、都市計画道路変更前の路線を黄色、変更後の路線の箇所を赤色でそれぞれ示しております。

したがって、道路計画の見直しを行い本路線の一部区間である黄色の着色部分を、現道である一般国道2号の赤色の着色部分に合わせた線形に変更しようとするものです。変更後の線形は、現道の国道2号線内に収まるようになっております。

こちらの写真が、計画幅員と現道である一般国道2号の装束小学校付近の現況になります。なお、このたびの都市計画変更に伴い、一般国道2号の通行や交通量に影響を与えることはありません。

都市計画の変更内容のまとめとして、新旧対照表を用いて説明いたします。起点につきましては、以前の都市計画決定当時から住居表示が変わりましたので、大字麻里布町から麻里布町一丁目に変更しておりますが起点の位置及び計画内容に変更はありません。終点側につきましても、同様に住居表示が変わりましたので大字装束から装束町五丁目に変更しておりますが終点の位置に変更はありません。また、以前の都市計画決定当時の主な経過地として岩国市大字室の木となっておりますが、現在の住居表示に合わせ岩国市立石町1丁目と変更しています。延長につきましては、一部区域を変更したことにより総延長が4,380mから4,360mに変更となります。構造形式、車線の数及び鉄道等との交差の構造につきましては、以前の決定時には表示していませんでしたが今回新たに表示しています。

最後に、都市計画変更の手続きの経緯及び今後の予定を説明させていただきます。

今回の都市計画の変更につきましては平成 29 年に市が作成した都市計画道路見直し案を基に、令和 4 年 8 月 22 日に装港供用会館にて地権者の方と地区にお住まいの方々を対象に意見交換会を開催し、10 名の参加がありました。意見交換会開催の後、都市計画の変更の素案を作成し、都市計画変更の手続きを進めてまいりました。

都市計画決定に伴う手続きについてですが、令和 4 年 10 月 7 日、岩国市民文化会館において都市計画素案の説明会を開催しました。なお、素案に対する公述申し出はありませんでしたので公聴会は開催しておりません。次に令和 5 年 1 月 20 日より 2 週間、変更案の縦覧を行いました。縦覧期間中変更案に関する意見書の提出はありませんでした。そして本日が、岩国市都市計画審議会となります。岩国停車場装束線につきましては、山口県決定の都市計画となりますので皆様からいただいたご意見を踏まえ山口県都市計画審議会に付議し、9 月に決定の告示を行う予定としております。

以上で諮問第 27 号についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- 塚本会長 はい、ありがとうございます。それでは只今の、事務局に対するご意見ご質問等を伺いたいと思いますが、初めての方もいらっしゃるし、都市計画道路と言われてもピンと来ないと思います。

都市計画道路というのは、最初の説明でもありましたように、将来に渡ってこのまちのなかで最も重要な道路、幹線道路、それに準ずる道路を含めて、骨格になる道路はキチンと決めていきましょうというものです。その中にはまったく新しく作る道路もありますし、今ある道路を拡幅する場合もありますし、事実上にはぼそぐわぬ、例えば国道などはその場合がありますけども、将来に渡ってこのまちの骨格となる道路をこれにしますというものを決めるということになります。どうしてこんな手続きを取る必要があるかというと、都市計画道路を決めたことによって、最初にありましたように、非常に厳しい私権の制限がかかってきて、場合によっては、いつ道路が出来るかわからないけれど、その道路の中には高い建物は建てられない、といった具合になりますから、都市計画道路の指定は勝手に行っているわけではないので、仮に都市計画道路の指定を先行するというようなことになれば、非常に大変なことが起こってですね、今まで私権の制限がされていたものが、突然なくなったら、今まで迷惑を受けた分はどうしてくれるのかと、訴訟をされるような判例も過去にはあったと聞いています。そういうこともありますので、キチンと法律に基づいて、この場で了承を得ることによって、都市計画道路を

変えたり、新しくしたりします。先程の説明にもありましたように、40-50 年前に決定した道路が今となつては想定していた程交通量がなかったとか、先程南岩国の方の話がありましたが、新しくバイパスが出来ることによってそちらに交通量が流れていけば、元々考えていた程の交通量がなくなったので都市計画道路の計画を廃止しても良いですね、と計画を改めるものでございます。

もう1つ、こういうときに非常にわかりにくいのが、都市計画道路の計画を廃止するということと、道路そのものがなくなるということはまったく別の話でありまして。現存する道路だけど、都市計画として今後の位置づけはやめますよと。もしくは、今まで拡幅する計画にしていたけれど、それはもうしないことにします、ただし、道路そのものをなくすということではありません、といったことです。都市計画道路の決定ないし変更というのは、ややこしいですけども、この場でキチンと了承を得るのがルールになっています。

今回の変更は、昔まだ埋め立てが出来ていないときに作られた道路が、当時幹線道路として決められていたと。それが埋め立ての後で、道路が新しく作り直され、なんらかの理由で今まで変更されずにきていたものを、今回見直しをする中で、整理してしまいたいということだと思います。そういう意味で、今説明いただいた国道の装束線は都市計画決定当時と今とは状況が違っているので、現況に合わせて整理してしまいたいというのが趣旨だと思います。

長くなりましたが、そういったことをご理解いただいた上で、事務局の説明に対するご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

では、特に意見質問はないようでございます。今回変更する意味としては、当初と違ってきたものを、現状に合わせるというものですので、こんなものかなと思います。

それでは、そろそろ審議会としてのみなさまの意見をまとめたいと思いますが、この度付議されました諮問第 27 号について、当審議会として支障のない旨を市長に答申するという事でよろしいでしょうか。

○審議会委員 異議なし

○塚本会長 ありがとうございます。意義はないものと認めます。よって、諮問第 27 号につきまして、当審議会として支障ない旨を市長に答申いたします。

■報告第 17 号

○塚本会長 それでは、次に、日程第 4、報告第 17 号、岩国市立地適正化計画の改定につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第 17 号「岩国市立地適正化計画の改定」について、ご説明させていただきます。

令和 2 年 3 月に策定・公表されました岩国市立地適正化計画ですが、策定にあたり岩国市 立地適正化計画検討協議会において審議され、その内容について計 3 回都市計画審議会において報告・意見聴取し、策定に至っております。

この度、策定後初めての改正を行うため、岩国市 立地適正化計画推進協議会を立ち上げ、改正に向けた審議を開始したところです。

そこでまず、岩国市立地適正化計画と都市計画審議会の関係性について、岩国市立地適正化計画の本書の 112 ページにより説明させていただきます。スクリーンにも表示しておりますので合わせてご覧ください。

本計画は、令和 2 年 3 月の策定後の事業評価を、施策・事業を実施する庁内関係課と会議を行い、計画の実現を進めております。

また、計画の節目となる、おおむね 5 年ごとに計画を改定する際や、大きな状況の変化等があった際は、都市計画審議会に対し、「報告・意見聴取」を行うこととしております。

今回、当課において、岩国市立地適正化計画推進協議会を立ち上げ、計画の改定の協議を行っていることから、本日の審議会に報告させていただくものでございます。

今後、改定版公表まで、協議会の開催後に開催される都市計画審議会において、報告、意見聴取させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、現在の岩国市立地適正化計画は令和 2 年 3 月に公表しており、都市計画審議会への報告は、前回から期間が開いていることや各委員の変更もございましたので、今回は本市の立地適正化計画の説明の概要を中心にを行い、改定については、改定理由と内容についてご報告させていただきたいと思っております。

それではまず、現行の岩国市立地適正化計画について説明いたします。お配りしております、「岩国市 立地適正化計画」の「概要版」に沿って説明いたします。スクリーンにも表示しておりますので合わせてご覧ください。

まず、1 ページをご覧ください。

①岩国市では、人口減少・少子高齢化が深刻な問題となっております。ということですが、みなさまご承知のとおりと思われますが、現在、本市を含みます地方都市にとっては深刻な問題となります。

本市の状況や将来推計をお伝えさせていただきますと、「人口の推移と推計」という棒グラフと折れ線グラフが一つになった表がございます。

表の一番左が大正 14 年時の人口、約 10 万 7 千人となっております。

表の一番右が 2040 年、令和 22 年の人口推計値、これは平成 27 年国勢調査の結果に基づいたものとなります。人口は約 9 万 7 千人となっており、大正 14 年を下回る予想となっております。

下の図をご覧ください。

市街地の変遷（へんせん）を示した図となります。左の図が大正 14 年頃の岩国地域の市街地、右の図が現在の市街地を示しております。

これまで、人口の増加とともに市街地は拡大し、現在の市街地が形成されておりますが、2 ページ右の図ですが、今後、2015 年から 2040 年の人口密度の増減率を示したものとなります。

市街地の多くのエリアが青色で示されておりますが、25 パーセント以上減少するとされており、このままでは、岩国市の各市街地が全体的に、スポンジのように全体的にスカスカとなることが想定されます。

人口密度が減少した状況を「まちなか」と「住宅地」でイメージしたイラストが 2 ページ下の図となります。

人口密度が低下しますと、公共交通やスーパーといった生活利便施設は維持できなくなるといわれており、また、空き家は増加し、その管理もままならなくなります。

これらの課題に対し、今の便利なまちを維持していけるよう都市再生特別措置法で規定されたのが「立地適正化計画」となります。

3 ページになります。

②立地適正化計画とはですが、立地適正化計画は、一定の人口密度に支えられた居住や医療、福祉、商業、公共交通等の多様な都市機能がまとまって立地するよう、既存の都市機能の維持や、緩やかな立地の誘導を長時間かけて行うとともに、公共交通との連携によるまちづくりを推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを実現することを目的としております。

立地適正化計画で定める主な事項ですが、基本的な方針はこれまで説明してまいりましたので、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」「誘導施設」について説明いたします。

人口減少の中にあっても、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される区域を「居住誘導区域」

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域を「都市機能誘導区域」

居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、立地を誘導すべき施設を「誘導施設」とし、「都市機能誘導区域」ごとに設定します。

これらの区域イメージ図が 3 ページ下の図となります。

まちの拠点となる駅の周りに「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」があり、各地域が公共交通で繋がっている図となっており、

都市計画区域内の居住エリアを「コンパクト」にし、それらのエリアを「ネットワーク」で結んでいることを示しております。

本市の立地適正化計画は、上位計画である「岩国市総合計画」や県が定める「岩国都市計画区域マスタープラン」「岩国南都市計画区域マスタープラン」に即した上で、本市の公共交通政策のマスタープランである「岩国市地域公共交通計画」や本市の中心市街地の活性化に取り組む、「岩国市中心市街地活性化基本計画」といった関係計画と整合・連携を図り策定しております。

計画対象区域は、根拠法である「都市再生特別措置法」に基づき、旧岩国市を対象とした「岩国都市計画区域」

旧由宇町（ちょう）、玖珂町（ちょう）、周東町（ちょう）の一部を対象とした「岩国南都市計画区域」となります。

緩やかな立地の維持、誘導により推進していく計画となりますことから、目標年次は2040年、令和22年としております。

その間、国からの指針によりおおむね5年ごとや制度改正等による見直しを行うこととしており、今回、本計画の改定に着手しております。改定内容につきましては、後ほど説明いたします。

次に、③立地適正化計画で実現する都市の姿と目標ですが、本市計画では、実現する都市の将来像を

「多様な魅力を活力に変え、安心・快適に暮らせる持続可能な都市」を掲げ

- 1 交流を生み出す魅力ある多様な拠点と軸の形成
- 2 移動がコンパクトな質の高い居住環境の形成
- 3 自然災害に備えた既成市街地の再編

の、3つの目標を定め、実現を目指すこととしております。

図化したものが次の6ページとなります。

両都市計画区域を青いラインで示しております公共交通軸で結んでおります。そのライン上に、本市の中心となる岩国駅周辺の中心拠点、旧市町や地区の中心で多様な施設の集積を図る地区拠点、一定の生活機能の維持を図る生活拠点等が設定され、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

次に、本計画における、居住地の在り方について説明します。

先ほどご説明しましたが、法令では「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定することとしております。

しかしながら、本市においては、居住環境のニーズは多様であることから、法定の区域だけでなく、3つのタイプの居住区域を設定しています。

市街化区域・用途地域内において、新たな住宅開発等の誘導と、既存ストックの有効活用等により、高い人口密度の維持により、官・民の生活サービス施設の立地の維持・誘導により、にぎわいのある市街地環境の形成を目指す「にぎわい居住区域」

市街化区域・用途地域内において、今後の人口減少を前提に、既存の良好な住環境と地域コミュニティの維持を図る「ゆとり居住区域」

市街化調整区域又は用途白地地域を対象とした、営農や集落環境を阻害する開発を抑制し、既存の農林業の維持と 調和した住環境と 生業（なりわい）環境の維持を目指す「自然・田園居住区域」の3種類となります。

このうち、「にぎわい居住区域」を法令に基づく居住誘導区域とし、「ゆとり居住区域」「自然・田園居住区域」は本市の任意で設定する区域とします。

各区域の配置状況は下にイメージ図を掲載しております。

都市計画と立地適正化計画で区域の名称がたくさん出てきておりますが、このイメージ図で整理したいと思います。

まず、一番外側が都市計画区域、岩国都市計画区域、岩国南都市計画区域の線です。その中に点線で示しているものが、市街化を計画的に推し進める地域である市街化区域・用途地域の線。ここまでの都市計画で定めるものとなります。

その市街化区域、用途地域の中に、立地適正化計画で定めるコンパクトシティを誘導する線として、にぎわい居住区域、居住誘導区域があり、さらにその中に都市機能誘導区域を設定しています。

都市計画と立地適正化計画は別物でなく、都市計画の中に立地適正化計画がある。都市計画の一部と認識していただけたらと思います。

次に ④にぎわい居住区域の設定方法についてです。

区域の設定にあたっては、日常生活における「利便性の維持」、地区「快適性の形成」、地区の「安全性」の強化の3つ観点から区域を設定しています。

- ・「利便性」の観点は、将来人口密度の集積度、公共交通機関へのアクセス性
- ・「快適性」の観点は、都市基盤整備状況
- ・「安全性」の観点は、土砂災害区域の指定状況となります。

なお、9ページなかほどには、法令上、居住誘導区域（にぎわい居住区域）に含まない区域を記載しております。

市街化を抑制する「市街化調整区域」や居住環境の整備を行わない「工業地域」等ありますが、特に、「土砂災害特別警戒区域」について説明いたします。

法令の「土砂災害特別警戒区域」いわゆる「レッドゾーン」ですが、これに加え、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり警戒区域である、いわゆる「イエロージーン」も除外区域として、にぎわい居住区域に含めておりません。

これらの災害リスクは、地震等に起因するものであり、大雨や台風といった事前把握、事前避難行動等ができない災害リスクであるため、にぎわい居住区域に含めておりません。

8 ページと 9 ページの区域図をご覧ください。オレンジ色がにぎわい居住区域、黄緑色がゆとり居住区域 となります。

また、「にぎわい居住区域」「ゆとり居住区域」「ゆとり居住区域」のイメージは 9 ページの下イラストとなります。

次に 10 ページになります、⑤都市機能誘導区域について説明いたします。

この区域は、医療、福祉、商業等の多様な都市機能の立地の維持・誘導を図る区域となります。

区域の設定にあたっては、「日常時」、公共交通機関へのアクセス性や都市機能を有する施設の集積状況、用途地域の指定状況「非日常時」、防災や災害時の拠点となる施設の立地や道路網整備の観点から区域を設定しております。

この結果が、10 ページ、11 ページの区域図となり、区域内のイメージが 11 ページ下のイラストとなります。

次に 12 ページとなります。⑥誘導施設の設定ですが、先ほど説明した都市機能誘導区域内での立地の維持、誘導を図る施設となります。

本市の中心となる岩国駅周辺の中心拠点に、市役所本庁や図書館といった公共施設や、病院、商業施設といった民間施設となります。

旧市町や地区の中心で多様な施設の集積を図る地区拠点に、市役所総合支所です。

本市独自の「特定機能拠点型」として、医療・防災交流拠点とした愛宕山地区の「岩国医療センター」があります。

福祉・交流拠点とした黒磯地区の岩国医療センター跡地において整備予定である、「いこいと学びの交流テラス」を設定しております。

次に 13 ページになります。⑦立地適正化の実現に向けた施策となります。

これまで各区域の設定や将来のイメージ図を説明しましたが、その実現のため、本市における施策を記載しております。

先ほどご説明しましたが、目標年次は 2040 年としておりますので、策定して早急に結果が見える計画ではございませんが、例えば、都市機能の維持・充実として、心市街地活性化に向けた、「岩国駅前南地区市街地再開発事業」・「南岩国駅における交通結節機能の強化」といった各種施策は確実に事業が

進捗していることを確認しており、各施策が着実に進んでいることを把握しております。

次に、⑧届出制度ですが、法令上、一定の行為について、各区域外で行う場合は、次の届出義務が定められております。

居住誘導区域外においては、3戸以上の住宅の建築にかかる開発行為や建築行為、都市機能誘導区域外においては、都市機能誘導施設の開発や建築行為となります。

一般的なご家庭が戸建て住宅を建築するものに対しては対象となっております。

策定後の届出状況ですが、年間約 20 件の開発や建築行為を受け付けております。令和 2 年以降 3 年間の実績値であり、件数の多い少ないは判断できませんが、今後の届出動向を注視していきたいと考えております。

最後となりますが、⑨計画の推進に関する事項となります。

5 ページにおいて、本計画で実現する都市の姿と目標について説明させていただきましたが、本計画は、「多様な魅力を活力に変え、安心・快適に暮らせる持続可能な都市」を目指しており、実現に向け、3つの目標から、各事項の目標値を設定しております。

目標 1 「交流を生み出す魅力ある多様な拠点と軸の形成」達成のために定めた、指標①「にぎわい居住誘導区域内の人口密度」、指標②「都市機能誘導区域内の誘導施設数の維持」、指標③「公共施設（建物）の総延床面積の削減」

目標 2 「移動がコンパクトな質の高い居住環境の形成」達成のために定めた「市民 1 人当たりのバス・鉄道 年間利用回数」

目標 3 「自然災害に備えた既成市街地の再編」達成のために定めた「地区単位で各種災害種別に適合した緊急避難場所の確保」

これらの目標が達成され、期待される効果として 2 つの観点から目標値を設定しております。

1 つ目は、「“多様な魅力を活力に変える” 都市 に関する指標」として、「中心市街地における歩行者等通行量」

2 つ目は、「“安心・快適に暮らせる” 都市 に関する指標」として、市民満足度調査における「快適な生活環境の整備」に対する市民満足度

先ほどご説明した⑦立地適正化計画の実現に向けた施策、⑧届出制度の状況と合わせ、進行管理として P D C A サイクルによる管理をしており、この中にはございませんが、庁内連絡調整会議を立ち上げ、毎年進捗状況の把握、評価を行っているところでございます。

冒頭でもお伝えしましたが、CHECK（点検・評価）の中に、結果報告として、学識や庁内委員、国県の担当者で構成される「岩国市立地適正化計

画推進協議会」や都市計画審議会が位置付けられており、本日は、その報告となります。

以上、簡単ではございますが、立地適正化計画の概要説明となります。

次に、現在協議会において協議しています改定内容について、第1回協議会資料に基づき報告させていただきます。

令和4年度から岩国市立地適正化計画改定に着手しており、先日、「岩国市立地適正化計画推進協議会」を立ち上げ、第1回目の協議会を開催いたしました。

今回、大きく2点の事柄により、改定を実施しております。

まず1点目は計画策定後の法改正への対応です。

立地適正化計画の根拠法である、都市再生特別措置法の一部改正が令和2年9月に施行されました。

内容といたしましては、従来のコンパクト・プラス・ネットワークの実現に加え、近年頻発、激甚化する自然災害を踏まえた上で各誘導区域に残存する災害リスクに対する防災・安全対策を定める「防災指針」の新規策定が義務付けられました。

そのため、現計画に防災指針を盛り込む改定を予定しています。

2点目は定期改定です。

立地適正化計画は、都市計画運用指針により「おおむね5年ごとに評価を行い、関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましい」とされております。そのため令和2年3月に公表された、現計画は、令和7年3月までに改定する必要があります。

当課といたしては、2点目の定期改定ですが、法定とは言え、公表から3年ほどしか経過していないことから、主に1点目の法改正による「防災指針」の策定に主眼を置いて改正案を作成することとしており、先日開催いたしました推進協議会にて議論したところでございます。

防災指針とは、先ほどから説明させていただいております「居住誘導区域」、本市計画でいうところの「にぎわい居住区域」でございますが、現計画では、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、レッドゾーンやイエローゾーンを除外しているをご説明させていただきました。それに加えて、他の災害リスク「河川氾濫」や「高潮」といった水災害なども考慮し、居住誘導区域内に残存する災害リスクに対し、どのような取り組みや施策により安全・安心を担保するかというものになります。

現在の計画も、安全面を評価した区域設定としておりますが、更なる評価を実施することが求められております。

それでは最後になりますが、岩国市立地適正化計画推進協議会の今後のスケジュールについてです。

改正まで令和5年度6年度の2ヵ年で計5回の協議会審議を予定しております。

今後、協議会後の都市計画審議会において、協議内容を報告及び意見聴取を実施したいと考えております。

以上、長くなりましたが、報告第17号「岩国市立地適正化計画の改定」の説明を終わらせていただきます。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。質疑やご意見をとなっておりますけど、たぶん、半数くらいの方が今回初めて加われたということで、前回この審議会で議論した経緯はご存じでないでしょうし、この立地適正化計画という非常にわかりにくい計画でございますので、なかなか質問出せないじゃないかという気がします。

これは今から計画を改定しながら、随時、都市計画審議会に報告、意見があればということになっておりますが、ちょっと補足させていただきます。

そもそも今回初めて委員になられた方、今都市計画の全体像がまだ、十二分に理解できてなく、ややこしいことですので、難しいかと思いますが、今回で関わることでいうと、みなさんがよくご存じなのは、線引きですね。市街化区域、市街化調整区域という一つの線引きがあって、原則として調整区域では、開発、建物を建てることができない。市街化区域の中では建てることのできる。かつ、用途地域というのがあって、赤とか黄色とかそういうものに沿って、いろいろ建てられる建物が決まっているという、ザクツとした内容だと思います。それで運用してきたんだけど、先ほど説明があったように、まち自体が人口が減ってきて、スポンジのようになってしまっている。じゃあこのままでいいのかっていう議論の中で、国の方で立地適正化計画っていうものをつくるべしという議論になったという経緯がございまして、これは用途地域というのは、例えば、第一種低層住居専用地域とかですね、商業地域とかっていうのがありますが、基本的にはほとんどの用途地域っていうのは、ここにだめなものしか書いていないので、商業地域っていうのは一番なんでもできますよっていうことになっているので、逆に、だめなものはほとんど書いてない。商業地域でできないのは重工業ですね。そういうものはできませんけど、ほかのことはできるので、できないとは書いてない。低層の住宅地でいい環境を守ることになれば、人がたくさん集まる商業とか、倉庫とかそういうものは作っちゃいけないという、そういう書き方がしてあるので、逆の見方をすると、ここでこういうものを作ってくださいっていう書き方をしていないっていうのが今の都市計画の体系ですよ。

今回そうも言っていないので、例えばまちをコンパクトにしていくのであれば、こういう地域に人が集まって住めるように住宅をできればこっちに作ってくださいとか、まちをにぎやかにしていきたいので、できればこのエリアではこんな施設を集めたいですねということを市として方針をつかったというザクッと考えていただければ、立地適正化計画っていうのは理解しやすいかなという風に。ですから、ほとんど縛りはなくて、これに書いてあるからこの施設はここじゃないとできませんというきつい縛りはないです。ないですが、さっきありましたように、一部、居住誘導区域の外側で住宅を建てるのであれば届出をしてくださいねっていうちょっと考えてくださいねっていう部分が加わったとうことでですね、全体としては市が考えている将来のまちの将来像に対してみなさん協力しながらまちを少しずつ変えていきましょうという部分が大きいという風に理解していただけたらいいと思います。

その中で説明にもありましたとおり、画期的な話というのは、市街化区域の中であっても、災害に対して非常に危険なところは居住誘導区域から外しますという意味で、都市計画ではいいよと言っているけど、できれば危ないからやめましょうねっていうことが初めて言われたということだと思います。

今回はそれに対して、国が防災指針というものを新たに作ったので、それを加えていくともう少しどうせ住むのであれば、危ないところここにもありますよねっていうのが増えていく可能性がある、たぶんそういうところを含めてきちんとこの立地適正化計画の中に書き込み直していくということになるとは思いますけど、精神としては、先ほど説明があったように、今までは人口も増えてまちも広がっていったけど、これから人口が増えないのであれば、住みやすいまちにするには、どんな姿がいいですかねということについて前回議論してこういう計画を作った。ですからこの場では、改定にあたって、いやいやそういう風に言われるかもしれないけど、我々としてはこんなことも考えてほしいとかいうようなことがあれば、この場で意見を言っただけしたら、これが全部聞き入れられるかというのは政策側の思いですので、残念ながら意見となりますけど、この場で随時ご意見を伺ったり疑義があれば指摘したりしていただいて、それを含めて立地適正化計画の改定にあたっていくと、そういうのが今回の流れだと思います。そういう意味では今回は現計画の説明とどういう趣旨で改定していくんだという説明だったと思いますが、ちょっと今の話の中をお聞きした上で、是非こんなことも考えながら改定を進めてほしいとかこれはどういうことかっていうご意見、ご質問が

あれば、是非一言でも二言でも言っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○安本委員 令和6年度中に立地適正化計画の見直しをするということですが、推進協議会の構成員と当審議会への報告はどのくらいの頻度でされるんですかね。

○事務局 岩国市立地適正化計画推進協議会の委員ということでございますが、都市計画、商業、医療福祉、建築等の学識経験者や山口県宅建協会の岩国支部の方を委員に加えております。また、関連する部局の部長を含めており、委員数は16名。それにオブザーバーとして国交省中国地方整備局都市住宅整備課長、また、山口県土木建築部都市計画課長が入っております。計18名で構成されております。

都市計画審議会に報告する頻度としては、先ほど説明しました改定スケジュール、次回開催が令和5年の10～11月を予定しておりますので、それ以降に開催される都市計画審議会において報告させていただく予定にしております。

○安本委員 年に1回くらいですか

○事務局 都市計画審議会の開催予定の見通しが立たない中ですが、

○安本委員 審議会が開催される都度、報告していただけるということですか

○事務局 そうです。審議会の場で報告させていただきます。

○武田委員 初めてこの会議に出席させていただくんですけど、的を得ていないかもしれませんが、先ほどの説明、わかったようなわからんような話で終わっているんですけど、結局この立地適正化計画っていうのは令和2年にできて、結局これまでの間の成果はどのように評価しているのか伺えたらと思います。

○事務局 今のご質問なんですけど、説明の中にもあったんですけど、令和2年3月に策定してまだ大きく時が流れていないというのもありまして、数字上の数値を使うのは非常に難しいというところであるんですけど、誘導施策というのを立地適正化計画でもっておりまして、目標数値に対して、ここで定めている施策を取り組みながら数値を変えていきたいという考え方でございます。誘導施策につきましては、立地適正化計画の94ページに記載しておりまして、庁内の関係部局がこういった施策を取り組みながら、目標値の数字の変化を見ていこうというところでございます。具体的な目標値の数値については、立地適正化計画の108ページに目標値ということで、岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域の1ヘクタール当たりの人口でありますとか、数は少ないんですけど、集約化したところを数字上で確かめたり確認したりというところが、具体にとってところを突き詰めると非常に難しいとい

うところがありまして、そういったところで、当然この計画を誘導するための岩国市としての施策、先ほど申し上げました岩国市の中心市街地の活性化ということで再開発にしてもこういう施策に並べておりますし、いろんな施策、プラスネットワークの部分で、交通政策課が取り組んでおります公共交通機関の利用促進とか利便性の向上に資するような、そういう施策を関係部署が取り組んでいると、その結果が数字に反映していくという考え方で整理しております。

○武田委員 ありがとうございます。なんでこのような質問をするかと言いますと、目標が2040年、令和22年ですか、に向けて緩やかなというかまああんまりスピード感がない感じの印象を受けた説明のように私は受け止めました。これまでも私が子供の頃からよく回りの大人が岩国変わってないよねっていう話をよく回りで聞きながら育ったものですから、そういう意味ではこれから令和22年、自分今49歳なんですけど、このころ自分で76歳なんですよね。じゃあその頃にこのまちは変わるんかっちゃう話がもうちょっと議論が具体的にとか建設的な話が聞けるんかなと今日楽しみにしてきたんですけど、先ほどの話でいくと、計画道路の見直しとかでも、その先終点としてあるところがどういう風にもっていくんかとか、全くもう一応計画はあるけど具体性は見えない。今日の変更点についてもぼくの受け方としたら、現状の2号線を計画道路にするということで、具体的にはなにも変わらない。それで現状としてありますよねっていう問題ないですよっていういろんなないので先ほど特に言いませんでしたけど、もうちょっとここら辺がもうちょっとここら辺のところがおもしろい話が今日聞けるのかなと思ったので…まあ皆さんの意見もいろいろ聞いて勉強したいと思います。

○事務局 武田委員のご意見は、ある意味おっしゃるとおりという部分もあるんですが、都市計画というまちづくりという広くわかりづらい考え方、方針というのはですね、5年10年で、例えば道路をつくるのに10年かけて作りましたと、10年後に形になりましたというのが、なかなか大きなスパンでとらえて、土地利用の動向とか含めてすごく広い範囲で動きを見ていくというところになりますので、緩やかな動きの成果を変化をみていくというような視点に立ってですね、見ていく必要があるのかなと思っておりまして、そういう意味では、今武田委員がおっしゃられたことについては、大変申し訳ありませんというところになるのですが、実状として岩国市内の土地が全部岩国市のものではないというところもありまして、多くは個人さんの権利がある土地、土地利用も個々の考え方によって田舎の自然な暮らしがいいとか市街地の便利なところがいいとか個々の方の色々な考え方がございますので、具体的にはっきり見えてくるという意味では、各個別の、特に建設事業、例

えば道路をつくるとかですね、そういうところが一番わかりやすいかと思うんですが、ちょっと分野的にもそういったとらまえ方が違うと考えておりますので、しっかりと変化が少しでも大きくなるように少しでも頑張っていきたいと思っておりますので貴重なご意見として承っておきます。ありがとうございます。

○桑田委員 防災指針については特にありませんので、意見ということで言わせていただきます。運用指針をみると、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要である。立適のなかにネットワークと地域核というのはわかるんですけど、今、春に公共交通計画を岩国市は作ってますが、他の市町をみるとちゃんと立適のなかに公共交通が入りこんでいるんですね、おそらく立適はアクションプランの役割も果たしているので、その辺がもうちょっと明確になっていけば、他の計画と連携をとっていきますっていうのじゃなくて、もうちょっとアクションプランとしての役割を果たしてもらいたいなと思うのと、法定のにぎわい居住区域というのは分かるんですけど、法定ですから。ただ任意は岩国市で決めたものですから、これをどういう風にどうしたいのかとかそこらをもうちょっと明確にしていいただきたいのと、国の流れでいうと財政的な支援であるとかそういった具体的な支援策を前回以前に質問した時に、それは個別に言いますと、個別に紹介しますとお話しをされたんですが、公表されてるものですから、もうちょっと岩国市としてはこういう財政施策も打ちますよきちんと時間を決めて、まちづくりだから難しいかと思いますがもう少しオープンにしてですね、岩国市の方向性をもうちょっと明確に出した方がいいのかなと思いました。防災指針については特にありませんので、意見として言わせていただきます。

○塚本会長 今のになにかございますか。なければ結構ですが

○事務局 今の他市では立適の中に施策のアクションプランが謳ってるということでございまして、そこについては整理の仕方というものがあろうかと思んですけど、以前もお話しいただいた中でこのご意見をいただきましたので、なかなか具体的な動きというのはですね、今の地域交通部局の交通政策とですねやりとりは見えないんですけど、当然その部分は整理の仕方は別としてそういう形をとっておりませんが、連携を図りながら交通部局の情報取り組みを一定の期間で事務レベルで施策の進捗状況を確認して進めているところですので、今後整理の仕方につきましては今いただいた貴重な意見を参考にさせていただこうと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。そのほかになにかありませんか。

- 事務局　ちょっといまのに補足させていただいてよろしいでしょうか。具体的なまちづくりの実施計画は岩国市でもっておりますけど、それは色々国からの補助をいただきながら進めていく上で、国の方におかれてもこういったにぎわい居住区域とかそういうところに該当するところで、それに資するような事業をするということを、この区域に指定されているところをするということであれば、国費についても優先的に予算配分いただけたりとかですね、そういうふうな個別の事業地域もこういったものが活かされていくという風になっておりますので、よろしくお願いします。
- 藤本委員　藤本です。ちょっと初歩的な、今回初めてこちらに出させてもらって、初歩的なことなんですが、先ほどからちょっと出ましたにぎわい居住区域とゆとり居住区域っていうものが設定されているんですけど、これ実際に用途区域が定められた地域内だけの話になるんですかね。例えば用途白地地域っていうところが、まあ私は周東町出身なものですからそのあたりがちょっと気になるところ、って言いますのは、実際まちの中は空き家がどんどん増えているんですけど、その白地の方が、白地になってる方が新しい家がどんどんできていくという状況なんです。そうなってくると、今度、道路の幅員が狭くても4mあれば家が建っちゃうものですから、歩道が確保できないとか、農地、今白地だったら、農地や山林と共にある暮らしを前提にということですが、農業されてない方が実際にそういったところに新しい家を建てられて、じゃあ水路の管理はだれがやるんだっていう問題も今出てきているわけなんですね。ですから、そういったところで、この計画自体がどういう風に都市計画で用途区域、用途地域が決まったとこだけの話をするのか。それともなんでもおっしゃってくださいってさっき会長が言われましたようにこういった話もしていいのか。しちゃいけないのだったら次からしませんので、よろしくお願いします。
- 塚本会長　ありがとうございます。こういうところを含めてだろうと思いますので、
- 事務局　藤本委員ありがとうございます。今言われたことはですね、周東ということもあるんですけど、ゆとり居住もにぎわい居住も用途地域の中の棲み分けです。まず用途地域の中を福祉、医療、教育、文化、官公庁、金融とかですね、都市機能が集積しているところをにぎわい居住と定めて、残った部分の用途地域のところがゆとり居住という整理になっています。あと今言われたところは、集約するにあたって白地地域に家が建っていくというのところについては、今後の課題かなというところは本音では思っています。例えば周東でいえば周東中学校のグラウンドから川を渡った向こう側であったり、道路の沿線にアパートとか家が建ってたりとか。あと由宇でいきます

と、由宇も用途地域だけが定められておるのですが、由宇川の岩国側、あそこは白地なんですけど、どんどん一戸建ての家が建ち始めています。用途は貼ってないんですけど、白地地域なので家は建てられるという今言われたようにそのあたりは、言えば住居系がどんどん広がっているというところにありますので、そういったところには一定の今後どのような策をとっていくかというのは必要と思っています。そのへんの具体的なところを持ち合わせておりませんが、土地利用なので個人さんの権利によって土地は動いていきますので、今後そういったところも考えていかなくちゃいけないなというところでございます。

○藤本委員 今の説明でわかるところはわかるんですが、周東なんかで言いますと、町時代（合併前）に町が開発してミニ団地なんか造っているわけなんですよね、そういったところは全然、都市計画、まあ区域に入れちゃうと都市計画税が発生するんでぼくも言いにくいところはあるんですけど、ただ最初にその設定というのがどうだったのかなというところは少し疑問になります。というのも、町時代に町が開発した、そこに誘導しようとして開発しているわけですから、そういった土地が含まれていないっていうのは一つどうなのかなっていうのは思う。ただ、税金が高くなると言われちゃうとつらいところはあるんで言いませんけど、今後についてはその辺のあたりはきちっとしていただきたい。

○事務局 貴重な意見ありがとうございます。

○塚本会長 ありがとうございます。他にございますか。今のご意見も含めて、今回初めてという方には都市計画というのは一筋縄ではいかない部分がありまして、先ほどちょっと、岩国には線引きの制度がありますけど、旧町の方は逆に市街化区域がなくて用途地域だけという全く違う制度のものが合併して、一つのまちになってしまって一国二制度みたいなことが残っていたり、昔高度経済成長でどんどん住宅を建てよう建てようって言ってた時代のものが、今どんどん人が減っていくなかでそのような状態になっているのをどのように収めていくかっていう風な、これは岩国だけじゃなくて色んなところでみなさんが悩んでいることでございますので、みなさまの知恵もいただきながら、岩国ではこんなやり方していったらいいんじゃないかみたいなこと、逆にいえばみなさまが都市計画の専門家じゃない立場で色々言うただくことが大事だろうと思いますので、それをこの審議会の中で市の方に意見して次の施策に反映してもらってのも都市計画審議会であろうかと思っておりますので、非常に難しい問題があるんだけど、是非色んな意味でご意見があればいただきたい。

○吉野委員 今日初めてこういう話を聞いたんですけど、もともとの岩国市のこの計画ですかね、人口が減っていくのを前提にしてまちをいかにコンパクトにどうやって将来やっていくだろうって話だと思うんですけど、聞いていると寂しい計画なんで、例えば岩国はこういう特色があるよねっていう、いままでの話を聞いていると、どこのまちもしぼんでいくような計画しか作れないと思うんですよ、でもまちには色んな特色があって岩国であれば日本国中どこにいても岩国をイメージするよねっていうような大きなイメージ的なものがここに入らないとなんか寂しい計画ばかりで、聞いていると寂しくなる感じを受けます。例えばこの計画を進めるにあたって他の県とか計画を作っていると思うんですけど、みんな同じような計画なのかなと。例えば活気のある財政のある県なんかはこういうところを盛り込んでいるかもしれないと思うんですよ。例えば参考なんかは他の県のところに聞いてみて他の県はどんな風にしてやっているのかと、その意見も入れて今後の計画の中に少しずつ盛り込んで修正していくこと。あとさっき言いましたけど、岩国市の特色、山口県の特色、これを全面的に打ち出してもう少し明るい材料をこの計画の中にちょっと入れてほしいなと。聞いていると萎んでいく、コンパクトコンパクト、将来 20 年後には人口こっだけ減りますと、こんな小さな町でこの計画をやっていくというのは、聞いていると日本国中どこのまちでも寂しい計画なんです。市民を代表してですね、さみしくてもうちちょっと明るいものを中に盛り込んでほしいなと。例えば岩国市であれば当然岩国基地、だれでも知ってますよ。あるいは錦帯橋、今岩国基地の中でアスレチックとかやってますけども、錦帯橋では錦帯橋祭りをやっている。こういう一つのまち全体としてですね、ひとつの大きな東京でやっているようなマラソンのレースをするために基地と一緒に入れて他市を含めてですね、やって大きなイメージをつくるとかですね、逆にいったら岩国は基地のまちですから、基地のまちを全面的に打ち出して飛行機のまちという風な感じですね、岩国基地使えるじゃないですか、例えば岩国基地で使っていない飛行機を岩国駅の周りにバンッとモニュメントで飾り付けてですね、飛行機のまちというイメージをつくる、せっかく錦帯橋空港とか他のまちにないような空港がいっぱいあるんですけど、都市圏と或いは沖縄と岩国だけを結ぶんじゃなくて他の県と交流をもっていくような考え方だとかそういう明るい材料をこの中に入れてほしいなという気がします。

○塚本会長 ありがとうございます。市の方からなにかございますか。

○事務局 貴重なご意見ありがとうございます。ある意味今ご意見をいただいた内容はですね、おっしゃるとおりだなというところもございまして、まちづくりっていうそもそも居住を誘導するとかですね、人口減少に対して岩国

市を魅力あるまちづくり、しっかりそういう魅力あるまちづくりをしてほしいというご意見の中でいろいろ基地のお話しとかですね錦帯橋のお話しとか他市とのネットワークをとという話をいただいたように思います。市としても庁内関係部局は一生懸命がんばっているんですが、そういった違った視点です、色んなご意見をいただいたところでそういったことを参考に今後庁内の文化・スポーツ部局ですとか観光部局とか具体には岩国一丁目二丁目横山地区中心市街地も含めてですね、関係部署色々取り組みをしておりますが、地方創生にも結び付くようなですね、貴重な意見をいただきましたので、今後においてはそういったところの視点もですね、参考にさせていただけたらと思います。ありがとうございました。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。私がこういうことを言うのは越権行為かもしれませんが、都市計画審議会です計画内容と市の総合計画という長期ビジョンの中で話す内容でいうと、たぶん、こちらが各論で総合が長期の大きなビジョンっていう流れがあるんでしょうから、杓子定規にいうつもりはありませんけど、全体の中の都市部についてがこの会議の主たる戦場。言うてはいけないって話ってわけでは全くないですけど、そういうある程度の整理はした上での議論かなと思いますので、その上でみなさん全員が総合計画に親近があるわけではないですから是非こういう全体にかかる意見を言っていただくことは大事かなという気がしました。感想として言わせていただきました。どのような意見でも結構ですがいかがでしょうか。

○塚本会長 それではご意見も尽きたようでございますので、本日委員のみなさまからいただいたご意見を踏まえて改定作業を進めていただきたいという風に思います。本日予定された議事については以上になります。委員の皆様から、何かご質問がありますでしょうか。

(質問なし)

○塚本会長 皆様のご協力により円滑な審議を行うことができました。長時間にわたり熱心なご審議を頂きお疲れ様でした。事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局 塚本会長、スムーズな議事進行をありがとうございました。そして各委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。本日お車でお越しの方で駐車券の処理がお済でない方は事務局までお申し出ください。

それでは、以上をもちまして、第34回都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[16時10分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 5 年 7 月 14 日

議事録署名委員 安本 政人

議事録署名委員 桑田 勝弘